

4. いじめ早期発見の取り組み

- 教師と生徒との日常の交流を通じた発見
 - ・生活ノート、休み時間や昼休みの会話、放課後の雑談の機会に目を配る。
- 複数の教員の目による発見
- アンケート調査
- 教育相談を通じた把握
- いじめを訴えることの意義と手段を周知
- 関係機関へのいじめの訴えや相談方法を周知
 - ・「いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等」へのいじめの訴えや相談方法を家庭に周知する
 - ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で周知し、相談カード等の所有を確認する
- 保護者や地域からの情報提供

5. いじめの発見から解決までの流れ

本人がいじめと訴えてきたり、まわりの生徒がいじめと感じたりした時点で、いじめと認識し対応をする。(じゃれ合いと思える事象も見逃さない)

- (1) 個人的な人間関係のトラブルと考えられる場合 (個と個の間で誹謗中傷の言葉・手紙・落書き等の事象が起きた場合)
聞き、口頭で指導。その場で謝罪させ解決する。保護者には指導経過を連絡する。

- (2) 複数名で特定の生徒に対して、悪口・陰口・暴力といった行為が長期間に渡り継続して行われている場合(重大な人権侵害)

- 組織対応を行う (個々の職員が単独で統一を欠いた指導はしない)

○初期対応

- ①迅速に複数名の教職員で加害生徒・被害生徒の双方から情報収集

○事実関係確認の留意事項

- ・加害生徒が複数の場合には、複数職員が分担して、同時に一人ずつ別室で行う
- ・時系列を追って5 W 1 Hの確認
- ・聴取の際は不測の事態も想定し生徒を一人きりにしない
- ・複数の教職員で行う
- ・逐一指導しない。事実をつかむために聴取する
- ・聴取内容に矛盾がないように慎重かつ多角的に把握し、事実関係を明らかにする

- ②被害生徒に安全は必ず守ることを伝える。

○関係者による緊急対策会議

- ・情報を集約
- ・生徒への伝え方を協議
- ・指導方法を協議

○緊急職員会議(必要に応じ)

- ・事実の周知と共通理解
- ・生徒への伝え方を決定
- ・指導方法を決定